

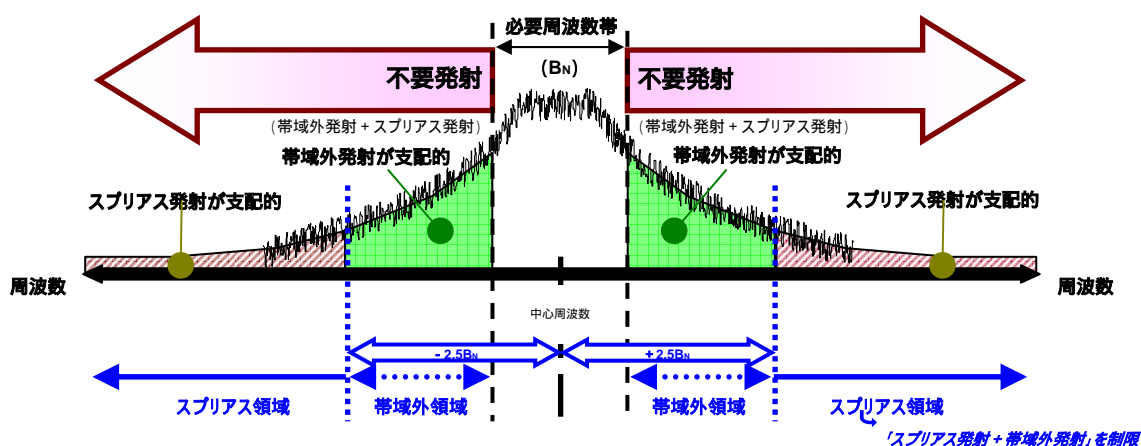
登録点検事業者等が行う点検方法の変更

～無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準の改正～

無線設備のスプリアス発射の強度の許容値に係る技術基準等が改正され、平成17年12月1日から施行されます。これに伴い、無線設備の点検方法についても変更があります。

1 規定の主な改正内容

- (1) 従来のスプリアス発射以外に送信機雑音などの帯域外発射も含めた不要発射全体の許容値を規定すること。
- (2) 従来の周波数区分ではなく、無線業務区分ごとに規定すること。
- (3) 実使用状態（変調状態）における規定値とすること。
- (4) 適用する周波数範囲として、中心周波数から必要周波数帯幅の $\pm 250\%$ 離れた周波数を境界に、必要周波数帯の外側からこの境界までを帯域外領域、それより外側をスプリアス領域とすること。



2 測定方法の変更点

- (1) 帯域外領域におけるスプリアス発射の強度
帯域外領域において、従来の測定方法（無変調状態）による測定を行う。
- (2) スプリアス領域における不要発射の強度
スプリアス領域において、実使用状態（変調状態）で、周波数帯に応じ定められた参照帯域幅ごとに測定を行う。
- (3) 測定周波数範囲
測定しなければならない周波数範囲の下限と上限は、無線設備の基本周波数帯ごとにそれぞれ次の表のとおりとなります。

基本周波数帯の範囲	下限	上限
9 KHz を超え 100 MHz 以下	9 kHz	1 GHz

100 MHz を超え 300 MHz 以下	9 kHz	第 10 次高調波
300 MHz を超え 600 MHz 以下	30 MHz	3 GHz
600 MHz を超え 5.2 GHz 以下	30 MHz	第 5 次高調波
5.2 GHz を超え 13 GHz 以下	30 MHz	26 GHz
13 GHz を超え 150 GHz 以下	30 MHz	第 2 次高調波
150 GHz を超え 300 GHz 以下	30 MHz	300 GHz

3 経過措置

(1) 施行日

平成 17 年 12 月 1 日

(2) 経過措置のポイント

ア 施行日前に免許、予備免許又は登録を受けている無線局については、その無線設備の条件及び点検方法は、平成 34 年 11 月 30 日まで旧規定によることができます。

これらの無線局の無線設備は、平成 34 年 11 月 30 日まで運用できます。

イ 施行日から平成 19 年 11 月 30 日まで（2 年間）は、旧規定に適合する無線設備で、開設・変更を行うことができます。この場合の無線設備の条件及び点検方法は、平成 34 年 11 月 30 日まで旧規定によることができます。

これらの無線局の無線設備は、平成 34 年 11 月 30 日まで運用できます。

4 その他

狭帯域・広帯域システム等のように、帯域外領域とスプリアス領域が 1 (4) とは異なる規定が個別にされている無線設備もあります。また、レーダー等のように特殊な無線設備については、一般的な無線設備とは別に無線設備の条件が規定されています。